

(1) 国民健康保険制度と国民健康保険運営協議会について

I 国民健康保険制度について

資料 1

II 国民健康保険運営協議会について

国民健康保険法 【抜粋】

(昭和33年12月27日法律第192号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。(国民健康保険運営協議会)

大野市国民健康保険条例 【抜粋】

(昭和41年6月30日条例第16号)

(目的)

第1条 この条例は、国民健康保険の実施について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 4人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人

(3) 公益を代表する委員 4人

2 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

大野市国民健康保険条例施行規則 【抜粋】

(平成9年3月26日規則第16号)

(審議事項)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例の制定及び改廃に関する事項
- (2) 国民健康保険事業特別会計の予算に関する事項
- (3) 保険税及び一部負担金の賦課徴収に関する事項
- (4) 保険税及び一部負担金の減免及び滞納処分に関する事項
- (5) 保健事業に関する事項
- (6) 直営診療施設に関する事項

(委員の委嘱及び任期)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は速やかに補欠の委員を委嘱しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 辞任したとき。
- (3) 条例第2条第1項第1号又は第2号に定める委員の資格を失ったとき。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任及び職務)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、公益を代表する委員の中から全委員がこれを選挙する。

2 会長及び副会長の任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は毎年4回以内開催する。ただし、次の場合においては、その都度開かなければならない。

- (1) 市長の諮問事項がある場合
 - (2) その他必要と認める事項について、全委員の半数以上の要求があった場合
- 4 会議は、条例第2条第1項に規定する定数の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議事は、利害関係人又は参考人として関係者の出席を求めることができる。

(書記)

第6条 協議会に書記1人を置き、市長が任免する。

2 書記は、会長の指揮を受けて庶務に従事する。

(会議録)

第7条 協議会は、会議録を備え必要事項を記録し、会議に出席した2人の委員が署名押印するものとする。

2 会長は、協議会の状況を市長に報告しなければならない。この報告は、会議録をもってこれに代えることができる。

大野市和泉診療所設置条例 【抜粋】

(平成17年11月4日条例第62号)

(設置)

第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項の規定による診療所(以下「診療所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大野市和泉診療所
- (2) 位置 大野市朝日第23号11番地

(診療科目)

第3条 診療所における診療科目は、内科及び歯科とする。

(任務)

第4条 診療所は、次に掲げる事項を達成することを任務とする。

- (1) 国民健康保険及び社会保険の主旨に基づき、この模範的な診療及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること。
- (2) 大野市における公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
- (3) 国民健康保険診療及び保健事業に関する研究調査を行い、国民健康保険の健全な運営に貢献すること。
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス事業者として介護保険事業を円滑に運営すること。

(診療等)

第5条 診療所は、大野市国民健康保険の被保険者に対し、次に掲げる診療を行うものとする。ただし、健康保険及び船員保険の被保険者及び同被扶養者、法令により組織する共済組合の組合員及び同被扶養者、他市町村国民健康保険の被保険者その他の者に対しても行うことができる。

- (1) 健康診断及び健康相談
- (2) 療養の指導及び相談
- (3) 診察
- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置、手術その他の治療

2 前条第4号に規定するサービス事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 訪問看護
- (2) 居宅療養管理指導